

地域での支え **愛**

たすけ **愛**



みんなで進めるまちづくり

千葉市社会福祉協議会活動に対し
ひとりでも多くの方々にご理解いただき、
地域の福祉活動への参加の第一歩として、
会員としてご協力(会費の納入)をお願いします。
みなさまからお寄せいただいた会費は、
福祉のまちづくりのための貴重な財源として
活用させていただきます。

〈会員の種別と会費〉

住民会員(世帯または個人)	年額一口	200円
賛助会員(法人・団体・個人等)	年額一口	3,000円
	年額一口	10,000円

〈会員加入方法〉

- 地区部会を通じて加入
 - 銀行振り込み
 - 各区事務所窓口で加入
- ※詳しくは裏面の連絡先まで
お問い合わせください。

社会福祉協議会とは…

社会福祉法に基づき、地域福祉を推進する専門機関として、公共性と自主性をもって組織された民間の福祉団体です。
通称「社協」(しゃきょう)と呼ばれ、全国の都道府県・指定都市・市区町村に設置されています。

はーとふる千葉



社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

会費の使いみちについて

皆さまからお寄せいただきました会費の

70%は地域で

30%は市全域で

使われています。

地域

皆さんがお住まいの地域の地区部会*活動に活用されます

〈地区部会の主な活動〉 活動内容は地区部会によって異なります。



ふれあい・いきいきサロン

地域の高齢者が集まる交流の場です。



ふれあい・子育てサロン

子育て中の親子が集まる交流の場です。



ふれあい・散歩クラブ

高齢者の閉じこもりの防止や健康保持、仲間づくりを図ります。



見守り活動

ひとり暮らし高齢者等に対して、日常的な見守りや声かけによる安否確認等を行います。



支え合い活動

生活行為の一部(ゴミ出し等)が困難な方等に対して生活支援を行います。



ふれあい食事サービス

会食または配食により、高齢者の心身の健康保持及び社会参加の促進を図ります。

市全域

市全域を対象とする市社協の事業に活用されます

〈市全域の主な事業〉

- ふれあい事業への助成
- 市社協のPRや会員募集の広報活動
- 福祉教育推進事業 など



*地区部会とは…

本会の趣旨に賛同し、同じ地域で暮らす住民のつながりを活かしながら暮らしの中にある福祉課題の発見・共有・予防・解決に取り組むため、住民主体で組織された団体です。(市内68地区部会)

＜個人情報取り扱いについて＞

取得した個人情報は、本会の個人情報保護に関する方針(プライバシーポリシー)に基づき取り扱い、会員募集事業目的以外には使用いたしません。

◆会費についてのお問い合わせは、お近くの社協事務局までお願いします◆

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザB棟3階
社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 地域福祉推進班 TEL 043-209-8869

(中央区事務所) 〒260-8511 中央区中央4-5-1 TEL 043-221-2177
(花見川区事務所) 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 TEL 043-275-6438
(稲毛区事務所) 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 TEL 043-284-6160
(若葉区事務所) 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 TEL 043-233-8181
(緑区事務所) 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 TEL 043-292-8185
(美浜区事務所) 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 TEL 043-278-3252